

岩手県監査委員告示第40号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年12月4日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県水沢警察署
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成24年6月20日
 - (2) 本監査実施日 平成24年8月21日
- 3 監査結果の公表の日 平成24年10月9日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理簿については、平成24年7月12日に整理を完了した。 今後は、工事等に伴う財産管理登録の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。